

平成 24 年度

筑前町教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行状況についての点検及び評価報告書

平成 25 年 5 月

筑前町教育委員会

1. 点検及び評価の導入の目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条により、平成20年4月から、すべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に報告するとともに、公表しなければならないこととされた。

2. 点検及び評価の実施に関する基本的な考え方

(1) 点検・評価の対象

教育委員会の事業内容及び事業体系を大きく三つの大項目に区分し、自己点検・評価シートを作成した。

① 大項目1 「教育委員会の活動」は、教育委員会という組織が自ら行う活動を中心に、次の6つの中項目に分け、点検項目として小項目を設けた。

1. 教育委員会の会議の運営改善
2. 教育委員会の会議の公開、保護者や地域住民への情報発信
3. 教育委員会と事務局の連携
4. 教育委員会と首長の連携
5. 教育委員の研修
6. 学校及び教育施設に対する支援・条件整備

② 大項目2 「教育委員会が管理・執行する事務」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び筑前町教育長に対する事務委任規則の規定により、教育委員会が管理・執行する事務として、次の16の中項目を設けた。

1. 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること
2. 学校、公民館及び図書館の設置及び廃止を決定すること
3. 1件30万円を超える教育財産の取得を申し出ること
4. 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長の任免その他の進退について内申すること
5. 県費負担教職員のサービスの監督の一般方針を定めること
6. 前2号に定めるもののほか、人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと
7. 県費負担教職員以外の校長、公民館長及び図書館長の任免を行うこと
8. 教育委員会の職員の任免その他の人事を行うこと
9. 学校、公民館及び図書館の敷地を選定すること
10. 1件100万円以上の工事の計画を策定すること
11. 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこと

12. 教育委員会規則等の制定又は改廃を行うこと
13. 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について、意見を申し出ること
14. 社会教育委員及び公民館運営審議会委員を経るべき議案について、意見を申し述べること
15. 校長、教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること
16. 学齢児童・生徒の就学すべき学校の区域を選定し、又はこれを変更すること

- ③ 大項目3 「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」は、教育長に委任して行う事務を掲げているが、この部分については「平成24年度教育施策」の重点項目から、学校教育7、社会教育8の中項目を設定し、各施策を小項目とした。

◇ **学校教育の施策の重点**

- ① 地域に開かれた学校づくりの推進
- ② 確かな学力を育み、個性や能力を伸ばす学校教育の充実
- ③ 心づくり・体づくりの推進
- ④ いじめ・不登校等に対する生徒指導体制の確立
- ⑤ 特別支援教育の充実
- ⑥ 人権教育の推進
- ⑦ 教職員の資質向上と人材育成

◇ **社会教育の施策の重点**

- ① 通学合宿の実施及び促進
- ② 子ども会議の推進
- ③ 成人事業の充実
- ④ 図書館の充実と読書活動の促進
- ⑤ スポーツ少年団による青少年の心身育成
- ⑥ 多様なニーズに応える自主文化事業の充実
- ⑦ 文化の振興
- ⑧ 人権フェスタの充実

(2) 点検及び評価の基準

自己点検・評価の小項目ごとに達成状況を4段階で評価し、事例がなかったものは「—」で表示した。

- | | |
|-----------------|--------------|
| A・・・達成されている | D・・・達成されていない |
| B・・・ほぼ達成されている | —・・・事例がなかった |
| C・・・あまり達成されていない | |

(3) 点検及び評価の手順

点検及び評価の手順については、点検及び評価の実施に関するフロー図により行う。

(4) 議会への報告

報告書は、議会全員協議会に報告する。

(5) 公表

点検及び評価の結果は、教育委員会において閲覧できるようにする。

(6) 点検及び評価結果の反映について

点検及び評価の結果は、今後の教育施策や取組・事業に活用する。

3. 学識経験者

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第2項に規定された、「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用」については、次の2名の方から意見をいただく。

氏 名	所 属 等
谷 口 好 幸	福岡県立朝倉東高等学校 元校長
飯 田 慎 司	福岡教育大学 教授

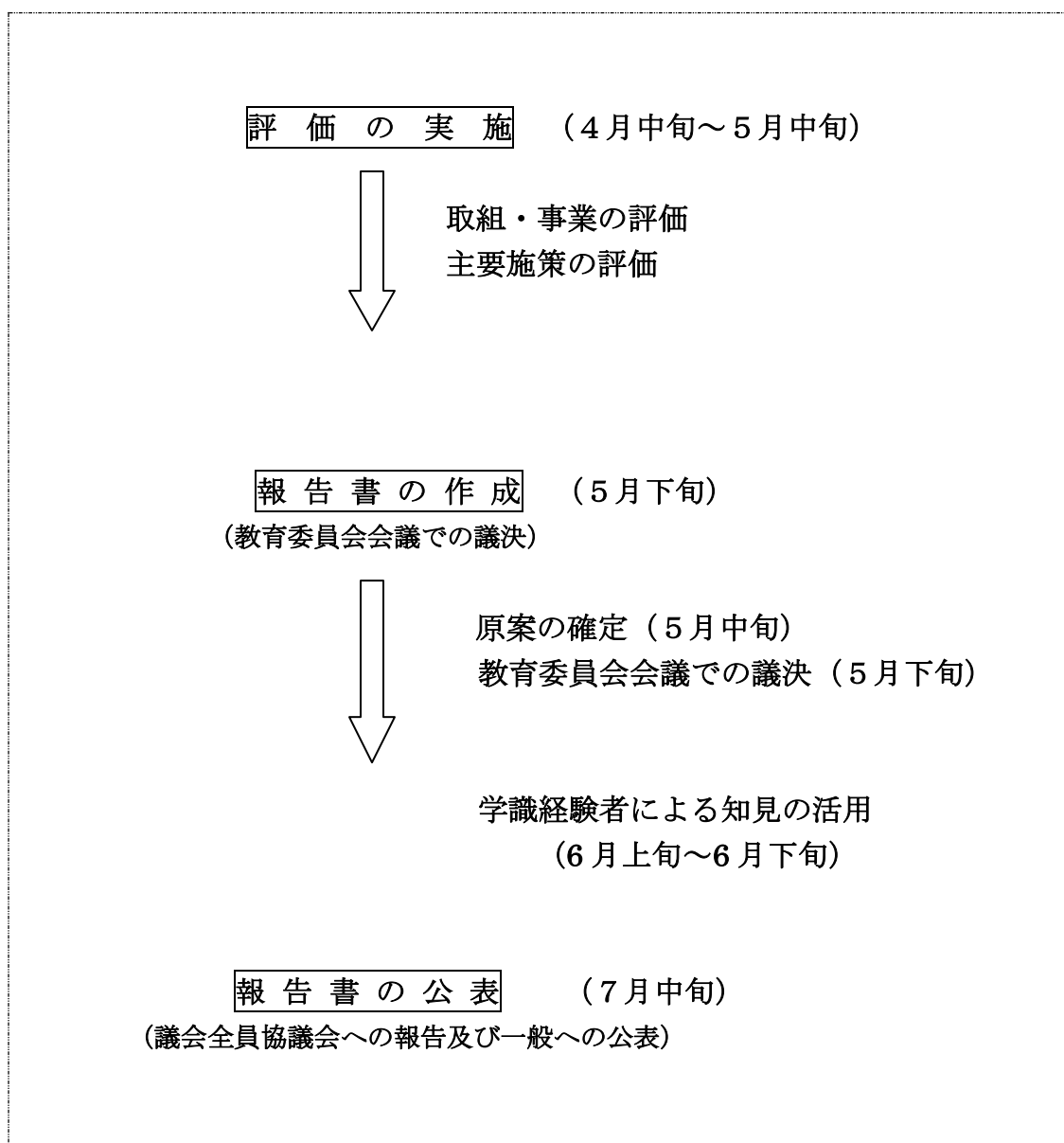
資料

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に対し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

- 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価の実施に関するフロー図



(平成24年度)
筑前町教育委員会の自己点検・評価シート

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善策
I 教育委員会の活動	1 教育委員会の会議の運営改善	① 教育委員会会議の開催回数	A ○定例会を毎月1回開催し、臨時会を2回開催した。 (合計14回開催)	
		② 教育委員会会議の運営上の工夫	A ○定例の教育委員会開催日を特定せず、委員会の最後に翌月の定例会の日程を決めることで、全員が出席できるように調整を行っている。	
	2 教育委員会の会議の公開、保護者や地域住民への情報発信	① 教育委員会会議の傍聴者の状況	A ○教育委員会の開催については、告示することにより公示している。24年度は、2名の傍聴者があった。 ○議会事務局へ会議開催を通告する等の取り組みを行った。	○会議開催について、ホームページへの掲載を行うなどの広報の検討を行う。
		② 議事録等の公開、広報・広聴活動の状況	A ○会議録の閲覧はできるようにしている。24年度は1名の閲覧があった。	○会議録の公開について、ホームページに掲載する等、広報・広聴の方法について検討する。
	3 教育委員会と事務局との連携	A ○定例教育委員会開催時に、現状・課題について教育長から報告を行い、また教育課、生涯学習課から教育上の諸問題について報告を行うことにより、教育委員に情報提供がなされ共通理解が図られた。		
	4 教育委員会と首長との連携	A ○教育委員の一人である教育長が、町三役の一人として首長との連携を常に図っている。また、教育施策説明会や、学力向上研修会、各学校の研究発表会など首長の出席を要請しており、連携が図られている。		
	5 教育委員の研修	A ○国、県が主催する教育委員を対象とした研修会や朝倉郡地方教育委員連絡協議会が行った先進地視察研修を行った。 8/22全国コミュニティ・スクール研修会(春日市) 4名参加 10/20教育力向上県民フォーラム北筑後(大刀洗) 3名参加 10/26北筑後教育事務所管内教育委員研修会(久留米市) 4名参加 11/8~10全国市町村教委研修協議会第2B研修会(神戸市) 全員参加 1/17~18朝倉郡地教委連県外研修会(大分県佐伯市) 全員参加 ○定例町議会の一般質問時に議会傍聴を行い、教育関係質問に対する認識を共有した。	○今後とも、各種研修会について、情報提供を行う。	
	6 学校及び教育施設に対する支援・条件整備	A ○1学期には、北筑後教育事務所同伴の学校訪問を3校、筑前町教育委員会単独の学校訪問を3校実施し、2学期には、スクールミーティングを3校、キーププロジェクト中心の訪問を3校実施した。又、教員対象の教育長スクールミーティングを実施した。		

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善策
II 教育委員会が管理・執行する事務	1	学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。	A ○平成24年度教育施策及び「学校教育推進24」並びに「社会教育推進24」を事務局で作成し、教育委員会で審議、決定した。	
	2	学校、公民館及び図書館の設置及び廃止を決定すること。	— ○平成24年度は無かった。	
	3	1件30万円を超える教育財産の取得を申し出ること。	— ○平成24年度は、案件が無かった。	
	4	県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長の任免その他の進退について内申すること。	A ○県費負担教職員の次年度人事異動の内申をはじめ、定数欠員補充及び休職代替職員の任用に係る内申、退職内申、事務の共同実施兼務並びに小中兼務教員の内申を行った。 ○県費負担教職員の懲戒及び分限はなかったが、指導措置として口頭による嚴重注意を5名行うなど、5件の事案が発生した。	
	5	県費負担教職員のサービスの監督の一般方針を定めること。	— ○県の方針を準用。	
	6	前2号に定めるもののほか、人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。	A ○北筑後教育事務所「人事異動取扱要領」を各学校に通知し、人事異動の適正な実施に取り組み、不服申し立てはなかった。	
	7	県費負担教職員以外の校長、公民館長及び図書館長の任免を行うこと。	A ○公民館長が平成25年3月末で2期4年の任期満了となるため、後任の人選を行った。	
	8	教育委員会の職員の任免その他の人事を行うこと。	A ○教育委員会事務局職員のほか、35人学級対応の町単独の常勤講師、栄養士、事務補助、特別支援員、社会教育指導員、地域活動指導員、文化財整理及び給食調理の臨時職員等の任免を行った。	
	9	学校、公民館、図書館の敷地を選定すること。	— ○平成24年度は無かった。	
	10	1件100万円以上の工事の計画を策定すること	A ○総合計画の教育施設整備5か年（H25～H29）実施計画を策定した。	○今後も、町総合計画の3年スパンの実施計画に載せる前に、教育委員会の審議を行い、策定する。

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善策
II 教育委員会が管理・執行する事務	1 1	教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこと。	A ○平成20年度事業から実施し、平成22年度事業から学識経験者の外部評価を行っている。	○委員会窓口での閲覧は行っているが、ホームページ等での公開が必要である。
	1 2	教育委員会規則等の制定又は改廃を行うこと。	A ○平成24年度の制定・改廃状況は、次の通りで、審議を行い可決した。 ・条例の一部改正・・・ 3件 ・規則の一部改正・・・ 7件 ・規程の一部改正・・・ 1件 ・要領の一部改正・・・ 2件 ・要綱の制定・・・・・・ 6件	○今後とも、状況の変化に対応した審議を行っていく。
	1 3	教育予算その他議会の議決を経るべき議案について、意見を申し出ること。	A ○教育関係に係る当初予算、補正予算について意見具申を行った。	○教育関係に係る当初予算、補正予算について説明資料を工夫する。
	1 4	社会教育委員及び公民館運営審議会委員を経るべき議案について、意見を申し出ること。	A ○当たり前のことがきちんと実践できる子どもの育成を目指すための一つの方策として、「子どもの約束」について、社会教育委員の会議から答申を受けた。	
	1 5	校長、教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。	A ○町単独の教職員研修を体系化し、実施した。 ・経験年数に応じた研修 ・職務内容に応じた研修 ・研究指定・委嘱事業の実施	○引き続き、教育施策において、研修に係る重点目標と具体的施策を定める。
	1 6	学齢児童・生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。	－ ○平成24年度は設定および変更なし。 ○小規模特認校制度のついて、学校運営協議会での熟議をおいした。	

(学校教育)

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善策
Ⅲ 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	1 地域に開かれた学校づくりの推進	①コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の推進	B ○学校運営協議会の設置規則を策定し、文部科学省コミュニティ・スクール推進事業の指定校として、町内全ての小・中学校を指定し、コミュニティ・スクールの推進を図り、中学校区の小学校と中学校が連携した学校運営協議会の運営の在り方を明らかにすることができた。具体的には小学校と中学校の運営協議会委員を兼任させ、小・中の連携を強化するようにした。 ○学校運営協議会の取組状況等について、地域住民等への周知をさらに徹底する必要がある。	○熟議した内容の具現化に向けた、具体的な内容をつくっていく。
		②学校評価の効果的運用	A ○各学校が教育活動等について自己評価・学校関係者評価を行い、その結果の公表を通して学校運営の改善ができるように支援を行った。 ○中学校は、学校関係者評価委員を学校運営協議会委員と兼ね、学校の教育活動に対する評価が、効率よく行うことができるようにした。	○各学校の教育目標達成に向けた学校評価の取組（R-PDCA）をさらに支援していく。 ○評価項目を重点化、焦点化し、学校の教育活動の成果と課題を明確にすることができるようにする。 ○学校関係者評価委員会において評価の観点や妥当性を検討していく。
	2 確かな学力をはぐくみ、個性や能力を伸ばす教育の充実	①教育の機会均等を図る体制整備	A ○筑前町教職員研修を体系化したことにより、指導主事の派遣をより計画的に行い、学校を支援することができた。 ○三輪小学校において、言語活動の充実と評価についての研究実践を行い、その成果をすべての小・中学校に周知することができた。	○学校訪問における協議を、学力の実態、指導体制等に関する各学校の課題を重点に行う。 ○授業づくりにおける基礎・基本を確認し、すべての教師が一定の水準で授業を行えるよう支援していく。
		②学力の定着を図る場の確保・充実	A ○ALTを町単独で雇用したことにより、ALTの授業への参加回数の増加、教材研究や担当者との打合せの充実、「Summer School in Chikuzen」等への活用が可能となった。また、夏季休業に小学校4年生を対象としたALTとの交流活動を行った。 ○学力調査で課題があった問題に対応する「フォローアップ資料」を活用した指導を単元指導計画に位置付けるとともに、補充学習等の中で継続的に活用することができた。	○外国語活用や英語の授業の効果的な指導ができるよう、ALTの単独雇用等の措置を継続する。 ○「フォローアップ資料」を活用した指導を、単元でも放課後等の補充学習でも行い、充実させる。 ○県の学力向上のための補助教材を計画的、継続的に活用する。
	③教員の実践的指導力の向上	A ○筑前町教職員研修を実施したことにより、教職年数や職務内容に応じた研修を意図的、計画的に行い、受講者も達成感を持つことができた。 ○新規事業である筑前町研究指定・委嘱事業を実施し、三輪中学校が「ICTを活用した授業実践」に関する研究を行ったことにより、他の学校への普及・啓発を図ることができた。	○受講者の研修の成果を、自校だけではなく、町内の学校へ普及させるとともに、家庭や地域にも知らせる。 ○夜須中学校の「心に響く道徳の時間の授業づくり」（H25・26）、三並小学校の「ICTを活用した学力の育成」（H25・26）の研究推進を支援し、その成果の普及・啓発を図る。	
	④町一体となった学力向上の機運の醸成	B ○リーフレット「学校教育推進24」を小・中学校の全児童生徒の家庭に配布するとともに、教育施策説明会、学力向上研修会を実施し、一定の評価を得ることができた。 ○筑前学びマップ・生活マップを普及、啓発し、家庭における学習の充実を図る必要がある。	○教育施策説明会、学力向上研修会等を通じて、取組への保護者、地域の理解と意識向上を今後も図っていく。	

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善策
Ⅲ教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	3 心づくり・体づくりの推進	①食育の推進	A ○筑前「食の都づくり」推進大会を開催し、特に学校における食育の推進について町民に啓発することができた。 ○食育推進委員会を開催し、筑前町食育推進基本計画について各部署の具体的な取組を推進することができた。	○筑前「食の都づくり」推進大会の課題を活かした新たなイベントの企画をプロジェクトチームを軸に推進する。 ○食に関する年間指導計画の重点化により実効性のある食に関する指導を進める指導を行っていく。
		②キャリア教育、ボランティア活動の推進	B ○キャリア教育における小・中一環のカリキュラム作成のための協議を行った。	○9カ年を見通したキャリア教育のカリキュラムを作成し、実施する。
		③道徳教育の充実・改善	B ○道徳教育推進教員研修を実施し、授業研究をとおして研修を深めることができた。特に本年度は生命尊重について研修を行った。	○町指定「心に響く道徳の時間の授業づくり（夜須中）」についての研修を基に各校の道徳教育の充実を図っていく。
		④校庭を芝生化し、遊びと運動の奨励	B ○三輪小学校の校庭を芝生化し、生育状況の管理を行ってきたが、十分に遊べるまでには至っていない。	○地域のボランティアの協力を得て、生育の管理等について助言や援助を受ける。
	4 いじめ・不登校に対応する生徒指導体制の確立	①いじめ・不登校をなくす学校の取り組み	B ○生徒指導に係る調査等をもとに学校の取組を点検・指導し、いじめ認知件数は4、不登校は25で数値は昨年度より増加、特に中学校での増加が課題である。 ○スクールソーシャルワーカーの計画的な学校訪問により、学校だけでは解決困難な個別の問題等の解決に向け効果的な活用を図った。 ○教育委員会内に、適応指導教室を開設し、対象生徒の学力の保障と学校への復帰を支援した。	○いじめに特化したアンケートの月1回以上の確実な実施、校内の対策委員会の月1回の開催等、いじめの早期発見の取組をさらに進める。 ○専門家による人間関係形成能力育成に関する教員研修を行い、教員の指導力の向上を図る。
		②児童生徒の安心・安全を守る連携体制	A ○通学路の安全確保のために、教育委員会、道路管理者、警察署が連携し、緊急点検を行い、危険箇所の改善をはかってきた。 ○学校安全対策委員会での安全確保上の問題の確認等の連携を図り、児童生徒の生命にかかわる事故等は発生しなかった。	○町いじめ・不登校等問題対策委員会での情報共有を行い、町としての多面的な取組を進める。 ○各学校での安心メール等の普及を促し、不審者情報等、緊急時の連絡体制構築を進める。
		③児童生徒の安心・安全を守る人的支援	A ○スクールカウンセラー4名（町費2、県費2）、心の相談員2名の配当時間はフルに活用された。 ○スクールソーシャルワーカーに対する学校の有効活用が促進し、教育相談が充実した。 ○スクールガード・リーダーの助言をもとに、大雨による冠水時等における危険箇所を把握と改善を行った。	○スクールソーシャルワーカーの各学校のいじめ・不登校等対策委員会への有効活用を図る。 ○学校・保護者・地域及び関係機関等との情報交換を積極的に行い、新たな危険箇所等の把握を行う。

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善策
Ⅲ 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	5 特別支援教育の充実	①学校における特別支援教育の組織的な推進	A ○個々の児童生徒の実態に即した年間指導計画、個別の支援・指導計画の整備を進め、各学校の特別支援学級の適切な運営のための指導を行った。 ○校内の特別支援教育コーディネーターを中心とした、校内特別支援教育推進委員会の定期的な開催と関係機関等との連携について指導した。	○普通学級に在籍する発達障害等が疑われる児童・生徒の個別の指導計画の作成することが必要。 ○「ふくおか就学サポートノート」の普及と活用をはかる。
		②関係機関とのネットワークの構築	B ○県指導主事や臨床心理士の随行による巡回相談を実施し、個別の支援方法について指導、助言を行った。 ○就学時検診での教育相談について特別支援学校と連携して小学校入学時の不安解消に努めることができた。	○県指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携した巡回訪問を行い、よりよい支援ができるようにしていく。 ○通常学級に在籍する気になる児童生徒への効果的な支援ができるような体制づくりをすすめることが必要。
		③個々の教育的ニーズに対応する人的支援	B ○8名の特別支援教育支援員を町費で各学校に配置し、特別支援学級での学習が充実させるとともに、普通学級の支援も積極的に行った。	○特別教育支援員を対象とした研修会を行い、専門性の向上及び計画的な活用を進めていく必要がある。
	6 人権教育の推進	①学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進	B ○人権教育の視点に立った学校づくりについて、教育推進24に位置づけ施策説明会での説明を通じて、教員、保護者等への啓発を行った。	○人権が尊重される「学習活動づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」が各学校で共通理解のもとで進められるよう指導主事の派遣を通じて、指導を行っていく。
		②組織的な取組の推進	B ○実態把握に基づき、人権尊重の視点に立った学校づくりの取組ができるよう、各学校の人権教育の全体計画、年間指導計画等の点検、改善がなされたが、取り組みを受けての評価が不十分であった。 ○人権が尊重された「学習活動づくり」について、指導主事等を招聘した研修会が、取り組まれるようになった。	○全体計画及び年間指導計画について、その実施状況について、学校全体での「計画・実行・評価、改善」まで確実に行わせる。 ○「学習活動づくりについて」児童・生徒の人権尊重の意識が高まるよう効果的な推進する。
		③指導内容の充実と指導方法の工夫・改善	A ○人権教育教材「かがやき」「あおぞら」の計画的な活用や参加、体験的な授業づくりに向け、公開授業等をおして研修を行うことができた。 ○「人権が尊重される授業づくりの視点」を明らかにし、授業に生かすことができた。	○児童生徒の主体的・実践的な学習を通じた確かな学力保障がなされるよう、東小田小学校の人権教育公開授業等を通じて改善指導を行う。 ○人権に関する知的理解と人権感覚を関連させた、人権教育を推進していく。

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善策
Ⅲ 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	7 教職員の資質向上と人材育成	①教職員の資質向上を図る人事評価の推進	B ○人事評価のねらい、留意点等について各校長に指導し、適正な評価を指導した。校長により評価規準に差が見られたため、再度指導を行い、改善を図らせた。 ○到達目標を設定する際、可能な限り数値目標にするよう指導を行った。	○評価規準に関する各校長の共通理解、根拠の記録等について、県教委資料等をもとに継続的に指導していく。
		②教職員派遣研修や教職員人事による人材育成	A ○中央研修等を活用した、教職員派遣研修を実施することで、教科等の専門的な知識をもった人材を育成することができた。 ○筑前町教職員研修を体系化し、長期的な人材育成計画を策定し、経験年数、職務内容に応じた研修を行うことができた。	○研修の成果を活用した、教職員の活躍の場を与え、人材育成を進めていく。 ○研修内容を充実させる。

(社会教育)

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善策
Ⅲ 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	1 通学合宿の実施及び促進	①通学合宿	A ○5～9月に東小田小校区、中牟田・三並小校区、三輪小学校区の3校区で、それぞれ事前研修・1泊2日及び本研修・6泊7日という長期日程で実施した。小学生4・5・6年生対象にし、77名（三輪・夜須合計）が参加した。共同宿泊体験や基本的な生活体験を行うことで、対人関係・友情を深めていくとともに、自分たちの力でやり通すことができるよう、取り組んだことにより、一人ひとりの自尊感情の高まりがみられた。また、参加した子どもたちが「子どものつどい」で活動発表をしたことで振り返りにもなった。 ○事前研修の1泊2日及び本研修の6泊7日という日程での開催も3年目となり、子どもたちは自主的に動くことができ、「掃除」や「調理から後片付けまで」などを自分たちの力でやり通すことができた。また、実行委員会を組織し、もらい湯や見守りなど、地域の協力も得ることができた。 ○課題としては、全日程に参加できることが申し込みの条件だが、通院等により全日程には参加できないということもあるため、開催期間中の体調不良等も含め参加要件を検討する必要がある。	○地域主催での開催に向けて取り組みを行ってきたが、行政主催でないと難しいようなので、今後は、地域づくりにつながるような活動や地域に協力依頼をしながら実施する。
	2 子ども会議の推進	①子ども会議	A ○24年度は、各小学校5年生を対象に3校区で開催。各自治公民館単位で、子ども会代表を選出してもらい、各種体験活動を、子ども自らが計画・準備し、実践した。（11月から2月に実施） ○22年度より小学校5年生を対象にリーダー養成を行っているが、地域に戻り、6年生になったとき、区のリーダーとしての活動にいかにつなぐかが課題である。そのため、子どもが地域で活動できる場を作ってもらおうよう、自治公民館長会や青少年育成指導員会等で呼びかけを行った。	○6年生になって、区のリーダーとしての活動にどう活かされているか、調査等を行う必要がある。 ○夜須中学校区の東小田小学校区と中牟田・三並小学校区については、類似している事業（子どもの社会力育成推進事業・ちくぜん町探検隊）があるため、事業の統合を検討する必要がある。 ○三輪小学校区については、平成25年度も実施し、多くの体験活動が出来るよう工夫しながら企画を行う。
	3 成人事業の充実	①成人学級・講座	A ○5～2月 各種講座・学級を開催した。 募集した各種講座・学級は、全て開講することができた。 ○受講後のアンケートにより、講座の満足度や目標達成率は平均90パーセントであり、一定の成果があったと評価する。 ○課題は、受講生の確保である。趣味や教養などの講座への受講希望は多いが、地域課題を取り上げた学級や講座への受講希望者は、少ないのが現状である。	○今後も講座タイトルの工夫や、ニーズをうまくとらえながら企画を行う。

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善策
Ⅲ 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	4 図書館の充実と読書活動の促進	①町民の多様なニーズに応える図書館	A ○町民のさまざまな読書要求に応え、常に新鮮な資料構成を維持し、他館との相互貸借も利用した資料提供を行い、町民の生涯学習の場としてより良い利用環境を整えるとともに、レファレンス（調査支援、学習援助）やリクエスト（予約）サービスと併せて、筑前町内外の様々な情報の提供に努めた。 ○子ども読書活動推進協議会、ワーキンググループを立ち上げ、懸案であった「筑前町子ども読書活動推進計画」を策定した。 ○学童施設や幼稚園、保育所、福祉施設等への団体貸出を効率的に行い、来館困難者へのサービスの充実を図った。 ○「筑前町親と子の読書協議会」、「ブックスタート事業」の活動及び、学校や関係各課との連携を強化し子どもの読書環境を整えることに努めた。	○「筑前町子ども読書活動推進計画」を推進し、子どもを取り巻く読書環境の充実に努める。 ○住民の生涯学習拠点として、住民のニーズに即した資料提供に努める。
	5 スポーツ少年団による青少年の心身育成	①スポーツ指導者研修会	A ○指導者、保護者、子どもを対象に、アビスパ福岡代表取締役専務の下田功氏の実技研修を実施し、発達段階における子供向けに、いろいろな動きを取り入れた遊びを通してのコーディネーショントレーニングについて学ぶ。参加者（約160名）の多くに好評で、遊びをとおし、コミュニケーションや体の動かし方を楽しみながら学ぶことができ、参考になったとの感想が多かった。	○体育協会、スポーツ少年団の活性化のためには、一般参加者、子どもたちにPRし体験、入会・入団してもらうことは大変重要であるが、それとともに後継指導者の育成は不可欠である。若年の指導員や保護者などに、体育協会活動やスポーツ活動に必要な知識や研修などを継続して行い、将来の社会体育活動の中心になってもらうようにする。
	6 多様なニーズに応える自主文化事業の充実	①芸術・文化事業の開催・誘致	A ○マンスリーコンサートは、ビリーバンバンでホールを満席としたほか、恒例となった九州室内管弦楽団、シカゴ交響楽団で活躍する野田愛子氏等、質の高いクラシックコンサートを開催した。また、幅広い世代や趣味に対応出来るように全国で活躍する小森陽子氏（ジャズ）やTHE LOVE（J-POP）等の様々なジャンルのコンサートを試み、新たな集客を目指している。 ○ジャーナリスト櫻井よしこ氏による講演会、アンガールズほか2組によるお笑いライブも盛況でTVで活躍するタレントの出演により自主文化事業の周知、他のホールイベントへの関心が増してきている。 ○無料コンサートとしては、雙葉学園のハンドベルやアクロスレインボーコンサートを2回（金管五重奏・ピアノカルテット）開催し、気軽に生の音楽に触れ合う機会、興味を持つきっかけを提供することが出来た。	○文化事業の誘致は、ホール規模の条件や連続しての採用が不可能な為、毎年の実施は困難である。継続的に申請をするほか、他ジャンルへの取り組みを検討する必要がある。

大項目	中項目	小項目	点検・評価	改善策
Ⅲ 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	7 文化の振興	①文化財の保存・活用	B ○ほ場整備事業に係る埋蔵文化財調査報告書の作成については、計画的な発行に努め、柿ノ上遺跡、高田林遺跡の報告書の作成を行った。 ○開発と文化財保護との調整については、トラブルもなくスムーズな対応ができた。 ○朝倉古窯跡群の一つである山隈窯跡の調査については、多目的運動公園建設との関係で、今後課題が残った。 ○国指定文化財の保存・活用について、今後の課題であるが、平成25年3月29日に、森山の多田家住宅が、国の登録有形文化財となり、個人所有ではあるけれど、町の文化遺産となった。	○山隈窯跡の調査については、国・県の指導の下、慎重な調査を行う。 ○町の「歴史文化基本構想」の策定を検討する。
		②町史の編さん	A ○平成27年10月刊行を目指して、計画通りの進捗状況である。 ○刊行委員会を2回、編さん委員会を3回開催し、発刊に向けて多くの提言がなされた。	
	8 人権フェスタの充実	①人権フェスタ	B ○各種団体の代表者により、人権フェスタ実行委員会を組織し、計画、立案、運営を行い、12月の人権週間に合わせて12/9に人権フェスタを開催した。みぞれ交じりの悪天候であったが約1,000名の参加があった。 ○ステージ部門では、太鼓演奏、意見発表、劇などの発表に加え、人権作品コンクールの入賞者の表彰を行った。 ○展示部門については、29団体の参加があった。また、前出の人権作品コンクール全応募作品（3,140作品）の多くを展示することで新たな参加者も増え、部落解放への熱い思いや命の大切さなど、様々な角度から人権問題について訴えることができた。 ○課題としては、参加の少ない若い世代の人権意識の高揚を図るために、さらに人権フェスタの内容を充実させる必要がある。	○人権作品コンクールについては、他の作品コンクールが増えているが、各団体と調整しながら前年以上の応募があった。今後も早めの調整を心掛けていく。また、ステージ・バザー・展示部門など全体について根本的な見直しを要望する声もあり十分に検討を重ねながら、いっそうの盛り上がりイベントの定着化を図りたい。